

平成 29 年 11 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ジ ー ニ ー  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 工 藤 智 昭  
(コード番号：6562 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 遠 藤 雅 宏  
(TEL. 03-5337-8218)

## 募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

平成 29 年 11 月 13 日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による新株式の発行及び公募による自己株式の処分等につきましては、払込金額等が未定でありましたが、平成 29 年 11 月 28 日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

### 記

#### 1. 公募による新株式の発行（一般募集）及び公募による自己株式の処分（一般募集）の件

- (1) 募集株式の払込金額 1 株につき 金 1,037 円  
(ただし、引受価額が払込金額を下回る場合は、当該新株式の発行及び自己株式の処分を中止する。)
- (2) 募集株式の払込金額の総額 1,060,851,000 円
- (3) 仮 条 件 1,220 円 から 1,350 円
- (4) 仮条件の決定理由等  
仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。
- ①自社の技術力を活かしたプロダクトの独自開発や国内外企業への OEM 提供及び国内外の有力企業との連携の実績が評価できること。
  - ②SSP 市場において優位なポジショニングを有し、今後の成長性が期待できること。
  - ③競争環境が変化する可能性があること。

以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は 1,220 円 から 1,350 円の範囲が妥当であると判断いたしました。

#### 2. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の払込金額 1 株につき 金 1,037 円
- (2) 募集株式の払込金額の総額 203,459,400 円

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

### 3. 販売先指定の件（親引け）

当社が、野村證券株式会社に対し、販売を要請している親引け先の概況については以下のとおりです。

#### (1) 親引け先の状況等

##### ① 親引け先の概要

ジーニー従業員持株会

(理事長 水野 敦紹)

東京都新宿区西新宿七丁目20番1号

住友不動産西新宿ビル25階

##### ② 当社と親引け先との関係

当社の従業員持株会であります。

##### ③ 親引け先の選定理由

従業員の福利厚生のためであります。

##### ④ 親引けしようとする株式の数

未定（募集株式のうち、65,400株を上限として、平成29年12月7日（発行価格等決定日）に決定される予定。）

##### ⑤ 株券等の保有方針

長期保有の見込みであります。

##### ⑥ 払込みに要する資金等の状況

当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。

##### ⑦ 親引け先の実態

当社の社員等で構成する従業員持株会であります。

#### (2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、下記【ご参考】の「2. ロックアップについて」をご参照下さい。

#### (3) 販売条件に関する事項

販売価格は、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する公募による募集株式の発行価格と同一となり、発行価格等決定日に決定される予定です。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## (4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有 株式数の割 合(%)	公募による新 株式の発行及 び公募による 自己株式の処 分並びに引受 人の買取引受 による売出し 後の所有株式 数(株)	公募による新 株式の発行及 び公募による 自己株式の処 分並びに引受 人の買取引受 による売出し 後の株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
工藤 智昭	東京都新宿区	6,680,000 (90,000)	38.84 (0.52)	6,630,000 (90,000)	36.43 (0.49)
ソフトバンクグルー プインターナシヨ ナル合同会社	東京都港区東新橋一丁 目9番1号	5,625,000	32.70	5,625,000	30.91
AT-I 投資事業有限 責任組合	東京都港区赤坂1丁目 12番32号 アーク森ビル3階(私書 箱475号)	720,000	4.19	720,000	3.96
廣瀬 寛	東京都中野区	795,000 (60,000)	4.62 (0.35)	715,000 (60,000)	3.93 (0.33)
吉村 卓也	東京都品川区	750,000	4.36	670,000	3.68
トランス・コスモス 株式会社	東京都渋谷区渋谷三丁 目25番18号	495,000	2.88	495,000	2.72
NICE SATISFY LIMITED	Sertus Chambers, P.O. Box 905, Quasitisky Building, Road Town, Tortola, British Virgin Islands.	402,000	2.34	402,000	2.21
Fenox Venture Company IX, L.P.	1641 North First Street. Suite 110 San Jose, CA 95112, USA	258,000	1.50	258,000	1.42
アンカー・アドバイ ザーズ TMT3号投資 事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門五丁 目11番1号	219,000	1.27	219,000	1.20
YJ1号投資事業組合	東京都千代田区紀尾井 町1-3 東京ガーデンテラス紀 尾井町 紀尾井タワー	120,000	0.70	120,000	0.66
計	—	16,064,000 (150,000)	93.40 (0.87)	15,854,000 (150,000)	87.11 (0.82)

(注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年11月13日現在のものであります。

2. 公募による新株式の発行及び公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに公募による新株式の発行及び公募による自己株式の処分並

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

びに引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年11月13日現在の所有株式数及び株式総数に、公募による新株式の発行、公募による自己株式の処分、引受人の買取引受による売出し及び親引け（65,400株として算出）を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. ( )内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

- (5) 株式併合等の予定の有無及び内容      該当事項はありません。
- (6) その他参考になる事項      該当事項はありません。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による新株式の発行及び公募による自己株式の処分並びに株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数	普通株式 1,023,000 株 (新株式発行 1,000,000 株 自己株式処分 23,000 株)	
② 売出株式数	普通株式 引受人の買取引受による売出し	285,000 株
	オーバーアロットメントによる売出し	196,200 株 (※)

(2) 需要の申告期間 平成 29 年 11 月 30 日 (木曜日) から  
平成 29 年 12 月 6 日 (水曜日) まで

(3) 価格決定日 平成 29 年 12 月 7 日 (木曜日)  
(募集価格及び売出価格は募集株式の払込金額以上の価格で、  
仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 平成 29 年 12 月 8 日 (金曜日) から  
平成 29 年 12 月 13 日 (水曜日) まで

(5) 払込期日 平成 29 年 12 月 17 日 (日曜日)

(6) 株式受渡期日 平成 29 年 12 月 18 日 (月曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による新株式の発行及び公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、野村証券株式会社が当社株主である工藤智昭 (以下、「貸株人」という。) から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成 29 年 11 月 13 日及び平成 29 年 11 月 28 日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式 196,200 株の第三者割当増資 (以下、「本件第三者割当増資」という。) の決議を行っております。

また、野村証券株式会社は、平成 29 年 12 月 18 日から平成 30 年 1 月 9 日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限 (上限株式数) とする当社普通株式の買付け (以下、「シンジケートカバー取引」という。) を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書 (並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 2. ロックアップについて

公募による新株式の発行及び公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である工藤智昭並びに売出人である廣瀬寛及び吉村卓也は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 90 日目の平成 30 年 3 月 17 日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社株主であるソフトバンクグループインターナショナル合同会社、AT-I 投資事業有限責任組合、トランス・コスモス株式会社、NICE SATISFY LIMITED、Fenox Venture Company IX, L.P.、YJ1 号投資事業組合、PT. Metra Digital Investama 及びみずほ成長支援投資事業有限責任組合は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 90 日目の平成 30 年 3 月 17 日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が発行価格の 1.5 倍以上であって、野村證券株式会社を通して行う売却等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社株主であるジーニー従業員持株会は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の平成 30 年 6 月 15 日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

加えて、当社は野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の平成 30 年 6 月 15 日までの期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、公募による新株式の発行、公募による自己株式の処分、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成 29 年 11 月 13 日開催の当社取締役会において決議された野村證券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合であっても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、野村證券株式会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後 180 日目の日（平成 30 年 6 月 15 日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者（ジーニー従業員持株会、アンカー・アドバイザーズ TMT3 号投資事業有限責任組合及び Fenox Venture Company IX, L.P.）及び当社新株予約権の割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。